

入札説明書

タブレットを利用したきずな再生・強化事業（開発・情報発信系）に係る平成 27 年 8 月 17 日付け公告第 10 号に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第 1 入札に付する事項

(1) 入札番号

第 15-903-030-206 号

(2) 入札件名

タブレットを利用したきずな再生・強化事業（開発・情報発信系）

(3) 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 調達案件の仕様等

別紙、「タブレットを利用したきずな再生・強化事業（開発・情報発信系）仕様書」のとおり

第 2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加するに必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 本件入札に係る公告の日から入札の日までの間に、浪江町の入札参加の制限又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 本社が日本国内にあること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

(6) 次のいずれかに該当する者でないこと

ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

第3 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加希望者は、第2に掲げる入札参加資格を有することを証するため各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

また、下記書類を提出し、資格審査により適格と認定した者に対しては、一般競争入札参加資格認定通知書を送付する。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ アの申請書に示す添付書類

(3) 提出期限

平成27年8月31日（月）15時00分

(4) 提出先

郵便番号 964-0984

福島県二本松市北トロミ 573 番地

浪江町役場 復興推進課 情報統計係

担当 金山、山田、吉永

電話 0243-62-0132 FAX 0243-22-4261

(5) 提出方法

郵送または持参とする。

(6) 提出部数

各1部

(7) 一般競争入札参加資格認定通知書の送付

平成27年9月1日（火）

※原本を郵送するとともに、メール又はFAXを送信する。

第4 入札手続き

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告及び入札説明書等を熟知了承のうえ入札しなければならない。入札後、入札公告及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、提案書（提案書様式1～4）を提出すること。

また、以下の書類を添付すること。

ア 入札書（第3号様式） 1部

イ 技術提案書 10部

技術提案書の作成については、技術提案書作成要領によるものとする。

ウ 技術提案書電子データ

CD-R 又は USB メモリに技術提案書データを入れて提出)

エ 委任状（代理人が入札する場合）（第 4 号様式） 1 部

(3) 提出日時及び場所

ア 提案書を持参する場合

(ア) 日時

平成 27 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで

(イ) 提出先

郵便番号 964-0984

福島県二本松市北トロミ 573 番地

浪江町役場 復興推進課 情報統計係

担当 金山、山田、吉永

電話 0243-62-0132

FAX 0243-22-4261

(ウ) 提出方法

入札書は単独で二重封筒に入れ密封し、その封筒の表に共同企業体名又は企業名、業務件名及び開札日時を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

イ 提案書を郵送する場合

(ア) 日時

平成 27 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで必着のこと

(イ) 郵送先

郵便番号 964-0984

福島県二本松市北トロミ 573 番地

浪江町役場 復興推進課 情報統計係

担当 金山、山田、吉永

電話 0243-62-0132

FAX 0243-22-4261

(ウ) 送付方法

郵便（書留）とする。

入札書は単独で二重封筒に入れ密封し、その封筒の表に共同企業体名又は企業名、業務件名及び開札日時を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(5) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額は訂正することができない。

また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

なお、入札書の日付は提出日（郵送の場合は郵送日）を記入のこと。

(6) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

第5 入札説明会

本調達に関する事業目的の説明および質疑応答のための説明会を実施する。

(1) 開催日時

平成 27 年 8 月 21 日（金） 18 時～20 時

(2) 開催場所

東京理科大学 理窓会 第一会議室（新宿区神楽坂 2-6-1 PORTA 神楽坂 6 階）

(3) 事業者の確認

参加者は、社名入りの名刺を持参し受付で提出すること。

第6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、落札金額に消費税及び地方消費税を含めた金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関若しくは指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第 166 条第 1 項各号に規定する有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ウ 財務規則第 98 第 1 項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 100 条に定めるところによる。

第7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 指定の日時までに入札書が提出されないとき。
- (3) 記名押印を欠くとき。
- (4) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (5) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (6) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (7) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (8) 代理人が委任状を持参しないとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。

- (10) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反したとき。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に浪江町の指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (12) 入札時点において第 3 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。第 2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

第 8 提案書の評価

- (1) 提案書の提出期限後、浪江町総合評価委員会（以下、「委員会」という。）において、提案書を「落札者決定基準」に基づき評価する。
- (2) 委員会による評価は、非公開により行う。

第 9 提案書の合否の通知

- (1) 提案書を「落札者決定基準」に基づき評価した結果、必須項目のうち要件をみたしていない項目がひとつでもあれば不合格とする。
- (2) 不合格となった場合は、改札の前日までに、当該提案書を提出した入札参加者に不合格である旨を、FAX 又はメールにて通知する。

第 10 ヒアリング

- (1) 委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、ヒアリングを実施する。
- (2) 日時及び場所
平成 27 年 9 月 14 日（月）を予定（入札参加者が多い場合は、9 月 14 日（月）、15 日（火）の両日開催とする。）時間及び場所についてはプレゼンテーションの順番が決定次第、速やかに入札参加者にメールにて通知する。
- (3) ヒアリングの参加者は、本事業従事予定のプロジェクトマネージャー、エンジニアのリーダー、デザイナーの 3 名とする。
- (4) ヒアリング時間は、1 提案 40 分（技術提案書の内容についての説明・プレゼンテーションにおよそ 10 分、委員会からの質疑応答におよそ 30 分）とする。
- (5) プロジェクター、スクリーン及びパソコンは当町で用意する。参加者はプレゼンテーション用のデータファイル(Windows で表示可能な形式)を CD-R または USB メモリで提出すること。
- (6) 技術提案書の内容についての説明・プレゼンテーションは後日インターネットに公開する。

第 11 開札等手続き

(1) 日時

平成 27 年 9 月 24 日（木） 14 時 00 分（開場： 13 時 30 分より）

(2) 場所

福島県二本松市北トロミ 573

浪江町役場 二本松事務所 1 階 中会議室 1

(3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 入札参加者は、代理人をして出席させる場合においては、開札場に入場する際に受付に委任状を提出しなければならない。

第 12 契約

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書について

ア 落札者は、契約書に記名押印し契約の取り交わしを行うこと。

イ 契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 契約事項は、契約書及び浪江町財務規則による。

第 13 質問に関する事項

(1) 仕様書等の記載内容に質問がある場合は、質問書（第 5 号様式）に記載し、平成 27 年 8 月 26 日（水）17 時 00 分までに、第 3 の（4）に提出または電子メールにて送付すること。

電子メール namie99999@town.namie.lg.jp

(2) 回答については、平成 27 年 8 月 28 日（金）まで（ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）に、浪江町役場のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

URL <http://www.town.namie.fukushima.jp/>

第 14 その他

(1) 入札に必要な書類及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。

(2) 入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（第 6 号様式）を提出すること。

(3) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件業務手続き以外の目的に供してはならない。

(4) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないと

きには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
(5) 入札から落札者の決定までに入札者が第2に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。

(6) 入札説明書及び各書式等は上記 URL にてダウンロードすることができる。

URL <http://www.town.namie.fukushima.jp/>

問合せ先

浪江町役場 復興推進課 情報統計係

担当 金山、山田、吉永

電話 0243-62-4731 FAX 0243-22-4218

電子メール namie99999@town.namie.lg.jp

浪江町財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 98 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署、その他町長がこれに準ずると認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 100 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき(当該契約の締結の日から 15 日以内の日を当該期日としている場合に限る。)
- (7) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共的団体で町長が指定するものであるとき。
- (8) 町において、公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (9) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (10) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (11) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (12) 町において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (13) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)